

いすみ市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱（令和2年3月30日告示第31号）

最終改正:令和6年11月29日告示第199号

改正内容:令和6年11月29日告示第199号

〇いすみ市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱

令和2年3月30日告示第31号

改正

令和6年11月29日告示第199号

いすみ市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定による一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実収入月額 次に掲げる収入の区分に応じ、それぞれに定める額をいう。

ア 給与収入の場合 当該世帯の世帯主及び被保険者（以下「世帯主等」という。）の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に、恩給、年金、家賃、間代、仕送りその他の収入を合算した額から所得税、住民税、社会保険料、国民年金保険料、失業保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額の減免等の申請の日の属する月の前3月分の平均額

イ 事業収入の場合 売上金、家賃、間代、損料、農業収入、恩給、年金、仕送りその他の収入を合算した額から当該収入を得るために必要な材料費、仕入代、交通費、諸税その他の経費を合算した額を控除した額の減免等の申請の日の属する月の前3月分の平均額

（2）基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を参考にして市長が決定する額をいう。

（3）一部負担金所要額 当該傷病につき当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金の額及び支払が見込まれる一部負担金の額をいう。

（対象等）

第3条 市長は、世帯主等が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、その生活が一時的に著しく困窮し、一部負担金の支払が困難と認められる場合は、当該世帯主等の申請により、一部負担金の徴収を猶予することができる。

（1）震災、風水害、火災その他これに類する災害等により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

（2）干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

（3）事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

（4）前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 市長は、世帯主等が前項各号のいずれかに該当し、又は次の各号のいずれにも該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該世帯主等の申請によりその世帯に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。

（1）入院療養を受ける被保険者の属する世帯に属すること。

（2）世帯主等の収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3月以下である世帯に属すること。

3 前項の規定にかかわらず、世帯主等が次の各号のいずれかに該当する場合は、一部負担金の減免等の対象としない。

（1）世帯主等に国民健康保険税の滞納があるとき。ただし、法第9条第3項に該当するものを除く。

（2）療養の給付が第三者行為に起因するとき。

（申請）

第4条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする者は、あらかじめいすみ市国民健康保険一部負担金減免等申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）担当医の意見書（様式第2号）

（2）世帯主等に事業所に勤務する者のある場合は、給与証明書（様式第3号）及び給与外収入等申告書（様式第4号）

（3）世帯主等が前号に定める者以外の者の場合は、収入・無収入申告書（様式第5号）

（4）資産がある場合は、資産申告書（様式第6号）

（5）世帯主等に修学している者のある場合は、通学（在学）証明書（様式第7号）

（6）世帯主等が借地、借家又は借間に居住している場合は、地代・家賃・間代証明書（様式第8号）

（7）生活困窮の程度が第3条第1項に該当する場合は、いすみ市福祉事務所の意見書（様式第9号）

（8）同意書（様式第10号）

（審査）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が事実と相違ないかどうかを調査し、当該世帯の実収入月額、基準生活費及び一部負担金所要額を算定するものとする。この場合において、世帯主等が非協力的又は消極的であり、事実について確認することができないときは、当該申請を却下することができる。

2 市長は、前項の規定による調査において、世帯主等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活保護法の適用について連絡及び調整を行うものとする。

（1）当該申請において、無収入の申告がされ、明らかに生活保護法第11条第1項第4号の医療扶助（以下「医療扶助」という。）の適用を受けることができると認められるとき。

(2) 当該申請に係る傷病の期間があらかじめ3月以上にわたるものと見込まれ、かつ、明らかに医療扶助の適用を受けることができると認められるとき。

(減額又は免除の承認等)

第6条 市長は、前条の規定により算定した当該世帯の実収入月額、基準生活費及び一部負担金所要額に基づき、次の算式により一部負担金の減額又は免除を承認するかどうかの決定をするものとする。

(1) 一部負担金の減額又は免除を承認する場合

実収入月額－基準生活費<一部負担金所要額

(2) 一部負担金の減額又は免除を承認しない場合

実収入月額－基準生活費≥一部負担金所要額

(減額又は免除の別等)

第7条 市長は、前条の規定により、一部負担金の減額又は免除を承認したときは、次の算式により、減免割合を算定するものとする。

(一部負担金所要額－(実収入月額－基準生活費))÷一部負担金所要額＝減免割合

2 一部負担金の減額又は免除の別は、次の表のとおりとする。

減免割合	減額又は免除の別
2割以下	2割減額
2割を超え5割以下	5割減額
5割を超え8割以下	8割減額
8割を超え10割以下	免除

3 一部負担金の減額又は免除を行う期間は、3月を超えない範囲とし、1月単位で更新するものとする。

(徴収猶予)

第8条 市長は、一部負担金の減額又は免除を承認しない場合において、第3条第1項各号のいずれかに該当し、一時的に一部負担金の支払いが困難であると認められる世帯主等がある場合は、一部負担金の徴収猶予を承認することができる。

2 前項の規定により徴収猶予を承認する期間は、療養の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6月(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)を超えない範囲とする。

3 市長は、第1項の規定により一部負担金の徴収猶予を承認したときは、前項に規定する期間の末日の翌日までに、当該徴収を猶予した一部負担金を納付させるものとする。

(減免等の決定の通知等)

第9条 市長は、前2条の規定により一部負担金の減免等の承認又は不承認の決定をしたときは、いすみ市国民健康保険一部負担金減免等承認・不承認決定通知書(様式第11号)により、当該世帯主等に通知するものとする。

2 市長は、一部負担金の減免等を承認したときは、当該承認に係る世帯主等にいすみ市国民健康保険一部負担金減免等証明書(様式第12号)を交付し、保険医療機関等に提出するよう指導するものとする。

(還付の申請)

第10条 一部負担金の減免等の承認を受けた世帯主等は、既に保険医療機関等に対して支払った一部負担金があるときは、当該一部負担金の還付を受けることができる。

2 世帯主等は、前項の規定により一部負担金の還付を受けようとするときは、いすみ市国民健康保険一部負担金還付申請書(様式第13号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(減免等の取消)

第11条 市長は、世帯主等が虚偽の申請その他不正の手段により一部負担金の減額又は免除の措置を受けたと認めた場合は、直ちにその措置を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に支払を免れた一部負担金を徴収するものとする。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その措置を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

3 前2項の場合において、世帯主等が保険医療機関等において療養の給付を受けているときは、市長は、いすみ市国民健康保険一部負担金減免等承認決定変更・取消通知書(様式第14号)により、当該世帯主等及び当該保険医療機関等に減免等を取り消した旨及び取消しの年月日を通知するものとする。

(台帳)

第12条 市長は、一部負担金の減免等の申請があった世帯について、その措置の要否を決定した経過を明らかにするため、いすみ市国民健康保険一部負担金減免等申請受付台帳(様式第15号)を備えるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月29日告示第199号)

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

いすみ市国民健康保険一部負担金減免等申請書

様

被保険者等の記号及び番号	療養の 給付を 受ける 者	氏 名	性 別	男・女
		生年月日 年 月 日	世帯主と の 続 柄	
傷病名				
発病又は負傷 年月日	年 月 日	医療費見込額	円	
治療見込期間	年 月 日 から 年 月 日 頃まで			
申請理由（具体的に）				
申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			

上記のとおり一部負担金の 減額・免除・徴収猶予 を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

世帯主 住 所
氏 名
電話番号

様式第2号 (第4条関係)

いすみ市長

様

療養の給 付を受け る者の氏 名			生年月日	年 月 日	
傷 病 名			発病又は 負傷年月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	
症 状					
療養見込 期間	入 院	年 月 日から	一 部 負 担 金 見 込 額	年 月	円
		年 月 日頃まで		年 月	円
	外 来	年 月 日から		年 月	円
		年 月 日頃まで		年 月	円

上記のとおり療養が必要なことを認めます。

年 月 日

保険医療機関等 所在地

名称

電話番号

保険医等の氏名

(注) この意見書は、いすみ市国民健康保険一部負担金減免等申請書（様式第1号）の添付書類となります。

様式第3号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)

給与証明書

年 月 日

いすみ市長 様

事業所 所在地
名 称
代表者名



次のとおり証明します。

住 所				氏 名	
職務内容				就 職 日	年 月 日
		当月分	前月分	前々月分	賞与その他
支給額	基本給	円	円	円	円
	日給(日分)	円	円	円	円
	家族手当	円	円	円	円
	地域手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	手当	円	円	円	円
	手当	円	円	円	円
	小計(ア)	円	円	円	円
控除額	所得税	円	円	円	円
	住民税	円	円	円	円
	健康保険料	円	円	円	円
	年金保険料	円	円	円	円
	失業保険料	円	円	円	円
	労働組合費	円	円	円	円
	通勤費	円	円	円	円
		円	円	円	円
小計(イ)		円	円	円	円
差引(ア)－(イ)		円	円	円	円
現物給与		食事 食	その他		

様式第4号(第4条関係)
様式第4号(第4条関係)

給与外収入等申告書

年 月 日

いすみ市長 様

申告者 住 所
氏 名

次のとおり事実と相違ないことを申告します。

収 入	年金・恩給	円	支 出	家賃	円
	家賃・間代	円		地代	円
	仕送り	円			円
		円			円
		円			円
	小計(ア)	円		小計(イ)	円
実収入(ア)－(イ)		円			

(注) 虚偽の申告を行った場合は、いかなる理由であっても一部負担金の減免等の措置を行いません。また、一部負担金の減免等の措置後に虚偽の申告を行ったことが判明した場合は、直ちにその措置を取り消します。

様式第5号(第4条関係)
様式第5号(第4条関係)

収入・無収入申告書

年 月 日

いすみ市長 様

申告者 住 所
氏 名

次のとおり事実に相違ないことを申告します。

1 収入申告（収入のない方は、記入しないでください。）

- (1) 事業の種類
- (2) 収入の状況

当月分	前月分	前々月分	平均月額
円	円	円	円

内訳（当月分）

総 収 入	売上金	円	収 入 を 得 る た め に 必 要 な 経 費	材料費	円
	家賃・間代・損料	円		仕入代	円
	農業収入	円		交通費	円
	恩給・年金	円		税金	円
	仕送りその他の収入	円		その他の経費	円
	小計(ア)	円		小計(イ)	円
			実収入(ア)－(イ)	円	

2 無収入申告（収入のある方は、記入しないでください。）

（1） 無収入になった理由（該当する理由を○で囲んでください。）

（ア）勤務先失業	（イ）事業の失敗	（ウ）世帯主又は他の働き手の死亡
（エ）資産の消失	（オ）子どもの養育のため就業できない	（カ）病気
（キ）精神又は身体の障害	（ク）その他	

（2） 収入を得るための努力及び上記理由の簡単な経過

3 支出のうち家賃、地代等の住居費

円

4 大学、高等学校の学生がいる場合は、その学校名及び学年

学校名

 学年

様式第6号(第4条関係)
様式第6号(第4条関係)

資産申告書

年 月 日

いすみ市長 様

申告者(世帯主) 住 所
氏 名

年 月 日現在における私の世帯の資産保有状況は、次のとおり相違ないことを申告します。

家 屋	有 無	延床面積(㎡)	所在地		所有者
土 地	有 無	面積(㎡)	所在地		所有者
自動車 二輪車	有 無	車種	排気量(cc)	年式・車検期限	所有者
現 金	有 無	円			
預貯金	有 無	預貯金先	口座番号	口座名義	残高
					円
					円
					円
生命保険 その他の 保険	有 無	契約先	契約者	契約内容 (月額保険料、解約返戻金等)	

様式第7号(第4条関係)
様式第7号(第4条関係)

通学(在学)証明書

保護者 住 所
氏 名

生徒名	保護者との続柄	学年	学校名

上記のとおり本校に通学していることを証明します。

年 月 日

学校長 

いすみ市長 様

様式第8号(第4条関係)
様式第8号(第4条関係)

地代・家賃・間代証明書

被保険者住所	
被保険者氏名	
面積又は畳数	m ² ・ 畳
1月の地代・ 家賃等	

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

地主又は家主 住 所
氏 名

いすみ市長 様

様式第9号(第4条関係)
様式第9号(第4条関係)

いすみ市福祉事務所長の意見書

給付が 必要な者の 氏名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
世 帯 主 の 氏 名		被保険者等 の記号及び 番号	
生活保護 法による 医療扶助 が適用で きない理 由			
上記の者は、当該世帯の収入が生活保護法による保護の基準を下回るが、上記理由により生活保護を行わないものである。 年 月 日 いすみ市福祉事務所長 印			

同意書

なお、貴市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は他の関係機関が貴市に報告をすることについて、私が同意している旨を当該官公署又は他の関係機関に伝えることに異議はありません。

課税調査、預貯金調査、生命保険調査、雇用先調査、年金給付等調査
その他（

年 月 日

いすみ市長 様

住所氏名

様式第11号(第9条関係)
様式第11号(第9条関係)

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市国民健康保険一部負担金減免等 承認・不承認 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一部負担金の減免等については、次のとおり決定したので、通知します。

被保険者等の 記号及び番号	療養の 給付を 受ける 者	氏名	性 別	男・女
		生年月日 年 月 日	世帯主との 続 柄	
傷 病 名		発病又は負 傷 年 月 日	年 月 日	
決定区分	1 承認 減額 (減額割合 割) ・ 免除 ・ 徴収猶予 期間 年 月 日から 年 月 日まで			
	2 不承認			
不承認の 理 由				

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いすみ市を被告として（訴訟においていすみ市を代表する者はいすみ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第12号 (第9条関係)

いすみ市国民健康保険一部負担金減免等証明書

(証明番号)

被保険者等の 記号及び番号	療養の 給付を 受ける 者	氏名		性 別	男・女
		生年月日 年 月 日		世帯主との 続 柄	
住 所			世帯主氏名		
傷 病 名			発病又は負 傷 年 月 日	年 月 日	
減免等の 別及び減 額割合	減額(割合 割) 免除 徴収猶予	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保険医療 機関等の 名称及び 所 在 地					
上記のとおり証明します。 年 月 日					
いすみ市長					

- 1 療養の給付を受ける際、この証明書を事前に保険医療機関等に提出してください。
- 2 保険医療機関等は、減免等の別が減額の場合には、次の算式により算定した金額を徴収してください。

$$\text{一部負担金} - (\text{一部負担金} \times \text{減額割合}) = \text{窓口で徴収すべき一部負担金額}$$

- 3 保険医療機関等は、減免等の別が免除、徴収猶予の場合には、被保険者から一部負担金を徴収しないでください。
- 4 保険医療機関等は、診療報酬を請求するときは、診療報酬明細書にこの証明書を添付して、請求してください。

様式第13号(第10条関係)

様式第13号（第10条関係）

いすみ市国民健康保険一部負担金還付申請書

被保険者等の記号及び番号					
世帯主	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日
	性別	男・女	電話番号		
	住所	〒			
療養を受けた者	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日
	性別	男・女	電話番号		
療養を受けた保険医療機関等	名称				
	所在地	〒			
療養を受けた期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
療養に対し支払った一部負担金の額	円				
(還付を申請する理由) により、国民健康保険の被保険者が以下の事由のいずれかに該当したため。（申請者において該当する番号を○で囲んでください。） 1 一部負担金の減免を受けられることを知らず、一部負担金を既に支払ったため 2 一部負担金免除証明書の交付を受けることが遅れたため 3 その他やむを得ない理由により保険医療機関等の窓口の一部負担金免除証明書の提出ができなかったため（					

いすみ市長 様
上記のとおり関係書類を添えて一部負担金の還付を申請します。
年 月 日
申請者
住 所 電話番号
氏 名

還付される一部負担金の振込先口座の情報をご記入ください。

金融機関名	銀行・信用金庫（組合） 労働金庫・農協・漁協							
	本店 ・ 支店 ・ 支所							
	1 普通 2 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金のみです。

1頁惟有立証状況 初規・有・無（無の場合） 本人確認書類等（ナ）の添付又は日祝守による確認

本人確認 確認者（ ）☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐（ ）
在籍確認 確認者（ ）☐（ ）

様式第14号（第11条関係）
様式第14号（第11条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市国民健康保険一部負担金減免等承認決定 変更・取消 通知書

年月日付け 指令第 号で承認の決定をした一部負担金の減免等については、次のとおり 変更 ・ 取消し をしたので、通知します。

被保険者等の記号及び番号	療養の 給付を 受ける 者	氏名	性 別	男・女
		生年月日 年 月 日	世帯主との 続 柄	
世帯主氏名		住所		
項 目	新		旧	
種 類				
程度(減額割合)				
期 間				
その他				
変更・取消し年月日				

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いすみ市を被告として（訴訟においていすみ市を代表する者はいすみ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第15号(第12条関係)
様式第15号(第12条関係)

いすみ市国民健康保険一部負担金減免等申請受付台帳

被保険者等の 記号及び 番号			世帯主	氏名	
				住所	
療養の給付 を受ける者		氏名		傷病名	
決定(変更) 年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
証 明 番 号		—	—	—	—
減免等の別 (減額割合)					
減免等の期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
通 知	申請者	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	保険医 療機関 等	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備 考					